

関東地方環境事務所

Kanto Regional Environment Office



私たちは、
こんな仕事をしています。



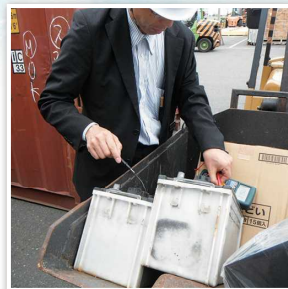
全国ごみ不法投棄
撲滅運動シンボルマーク



▲ 3R推進関東大会



▲ 不法投棄現場



▲ 埠頭における貨物検査

- 1 廃棄物等の不適正な輸出入を防止するため、事業者への事前相談や説明会、また、関係行政機関と連携し、貨物検査等を行っています。
- 2 各種リサイクル法に基づき、管内の関係事業者に対する立入検査・調査等を行っています。
- 3 廃棄物の再生利用、広域処理、無害化処理認定制度についての事前相談等や、認定に係る施設の立入検査・現地調査を行っています。
- 4 廃棄物の不法投棄・不適正処理を未然に防止し、または早期対応を図るため、自治体等の関係行政機関と連携した取組(セミナーの開催、パトロール等)を行っています。
- 5 循環型社会の形成のため、3R(Reduce、Reuse、Recycle)の普及啓発活動、自治体やNGO・NPO等に対する支援等を行っています。
- 6 ブロック協議会を設置し、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、行動計画を策定し大規模災害時の広域連携について体制整備を図っています。関東ブロック内の自治体を対象とし、災害時の廃棄物処理課題に着目した実効性の高い災害廃棄物処理計画を策定するための技術的支援を行っています。
- 7 ポリ塩化ビフェニル(PCB)の「確実かつ適正な処理」を保管者および所有者への推進指導を自治体、関係団体と情報連携しながら支援を行っています。

ご存じですか？

～ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB)の処分期間～

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB)の種類ごと及び保管の場所が存在する区域ごとに処分期間が定められています。関東所管エリアは以下となります。
- ・高濃度の廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等⇒令和4年3月31日、以外の安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器・コンデンサー等及びこれらの保管容器⇒令和5年3月31日(※静岡県除く)。
- ・低濃度のPCB廃棄物⇒令和9年3月31日です。 ※静岡県:令和3年3月31日



- 循環型社会形成推進基本法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 特定家庭用機器再商品化法
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

環境対策課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0815

私たちは、
こんな仕事を
しています。

COOL
CHOICE

太陽光発電 ▶



洋上風力発電 ▲



▲ 地域環境の学びの場



▲ 適応策の一例（暑熱対策）

- ① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組を推進しています。
- ② 環境の保全の観点からの環境影響評価に関する審査に係る業務を行っています。
- ③ 石綿健康被害救済制度に関する申請等の経由に係る事務等を行っています。
- ④ 気候変動適応関東広域協議会等を運営し、地方公共団体の気候変動適応に関する施策等を促進しています。
- ⑤ 地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を促進しています。
- ⑥ 大気汚染、水質汚濁等を防止するための情報収集及び立入調査、災害時における石綿飛散防止に関する取組等を行っています。
- ⑦ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定及び監督を行っています。

私たちの
扱っている主な法律

Law

- 地球温暖化対策の推進に関する法律 ● 気候変動適応法
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ● 水質汚濁防止法
- 大気汚染防止法 ● 土壌汚染対策法 ● 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ● 環境影響評価法

ご存知ですか？ ～地域循環共生圏構想推進室の取組～

- 環境省では、各地域がその特性（課題・ニーズ）に応じて地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と補完し支え合う「地域循環共生圏」（ローカルSDGs）を提唱しています。
- 環境・社会・経済の統合的な課題解決により脱炭素とSDGsが実現した、魅力あふれる地域社会をめざして、関東地方環境事務所も皆様の取組を支援するとともに、地域におけるプレイヤーとして取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】 地域循環共生圏構想推進室

サイト： <http://kanto.env.go.jp/sdgs.html>

TEL：048-600-0157 E-mail：LS-kanto@env.go.jp



<支援例>

- 環境省各種事業（地域循環共生圏・脱炭素・ESG金融等）の伴走支援 ● 補助金の提案・相談
- セミナー・ワークショップの開催 等

放射能汚染 対策課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0545(除染関係)

TEL:048-600-0540(指定廃棄物関係)

私たちは、こんな仕事をしています。



▲ 指定廃棄物の保管状況確認に関する立入検査



①受入れ



②埋立



③覆土完了

▲ 除去土壌の埋立処分実証事業(茨城県東海村)

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広範囲にわたって放射性物質による汚染が生じました。

国においては、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物等の処理を推進しています。

- ① 放射性物質汚染対処特措法に基づき、基準(セシウム134、セシウム137の合計で8000Bq/kg)を超えて汚染され環境大臣(事務所長)が指定した指定廃棄物について、適正保管・処理等を推進しています。
- ② 関東地方の汚染状況重点調査地域における除染(平成28年度完了)により生じた除去土壌・除染廃棄物の適正保管・処理等についての市町村の取組への技術的助言等の支援を行っています。
- ③ 除染情報コーナーの設置等を通じ、除染に関する知識の周知活動を行っています。

ご存じですか？ ～除染情報～

- 環境省ウェブサイト(除染情報サイト)では、放射性物質による環境汚染、除染、汚染されたものの処理等についての情報などをご覧いただくことができます。また、関東地方環境事務所除染情報コーナーでは、除染関係ガイドラインや放射線のパンフレットをご覧いただくことができます。

【除染情報サイト】 <http://josen.env.go.jp/>

私たちの 扱っている主な法律

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)

Law

国立公園課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0816

私たちは、
こんな仕事をしています。



▲ 国立公園



▲ 世界自然遺産



▲ ふれあい行事

関東地方環境事務所は、日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、小笠原国立公園、富士箱根伊豆国立公園、南アルプス国立公園等を管轄しています。

① 国立公園の保護と適正な利用の推進

自然の風景や野生生物の生息・生育環境を保護するため、国立公園内での各種行為の規制や植生復元事業などを行っています。

また、多くの皆さんに自然への理解を深めていただくため、ビジターセンターや歩道などの公園利用施設を維持管理するとともに、自然観察会などの自然とのふれあい行事を実施しています。

② 世界自然遺産登録地の管理

世界自然遺産に登録された小笠原諸島において、外来種対策や希少な動植物の保全を科学的知見に基づく順応的管理で行っています。

③ 自然環境保全地域等の保護管理

優れた自然環境を維持しており、その保全が特に必要な原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の保護管理を行っています。

④ 自然再生

過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことが必要な場所において、自然生態系の健全性を取り戻す活動をしています。

ご存じですか？

～自宅で楽しめる国立公園～

- 各国立公園の最新情報や、アクティブ・レンジャーの活動の様子をホームページでご覧になれます。国立公園へお出かけの際や、申請や届出等についてご不明な場合もご活用下さい。

【国立公園ホームページ】

<http://kanto.env.go.jp/park.html>

【アクティブ・レンジャー日記】

<http://kanto.env.go.jp/blog/>

【申請・届出について】

<http://www.env.go.jp/park/apply/index.html>

私たちの
扱っている主な法律

- 自然公園法
- 自然環境保全法
- 自然再生推進法
- エコツーリズム推進法

Law

野生生物課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0817



▲ 国指定佐潟鳥獣保護区



▲ トキ



▲ ヒアリ

私たちは、
こんな仕事をしています。



- 1 野生鳥獣の乱獲の防止や希少鳥獣の保護のため、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制などを行っています。
- 2 野生鳥獣の生息地を守るため、国指定鳥獣保護区の指定及び管理などを行っています。
- 3 希少な野生動植物種の絶滅を防ぐため、保護増殖事業の実施（例：トキ）や生息地等保護区の保護管理、希少野生動植物種の捕獲の規制などを行っています。
- 4 日本固有の生態系や農林水産業等への被害を防ぐため、特定外来生物の飼育等の規制や防除などを行っています。

ご存じですか？「生物多様性」
地球のいのち、つないでいこう！

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

●生物多様性って何？

地球にはいろいろな生き物がいます。それぞれの地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生き物がいて、それぞれがつながっています。このことが「生物多様性」なのです。生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。

しかしながら、人間活動や外来生物、地球温暖化などの影響により、野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。

※詳しくは <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>

**すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、
生物多様性の保全について考えましょう。**



- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律
- 動物の愛護及び管理に関する法律

自然環境整備課

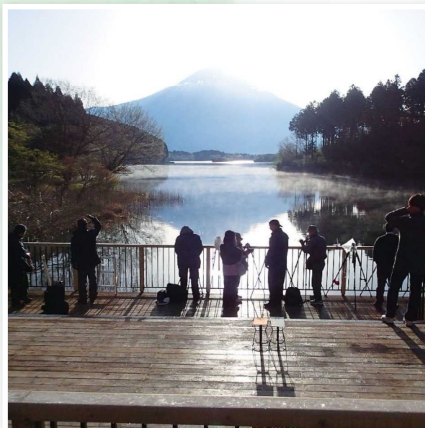
お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0850

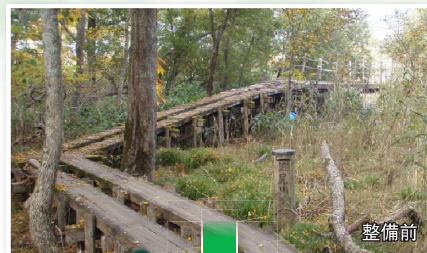
私たちは、こんな仕事をしています。



▲ 小笠原国立公園(小笠原世界遺産センター新築整備)



▲ 富士箱根伊豆国立公園(田貫湖展望台整備)



▲ 尾瀬国立公園(竜宮沼尻川橋整備)

国立公園等における自然環境整備を推進するとともに、適切な保全管理に取り組みます。

-  ① 国立公園の優れた自然風景地を保護するため、自然への影響を軽減して利用する施設（園地・登山道、トイレ等）を整備。
-  ② 国立公園の利用拠点として、ビジターセンターやキャンプ場などの公園利用施設を整備。
-  ③ 自然生態系が消失・変容した箇所の自然環境の再生・修復を行う自然再生事業の実施。
-  ④ 鳥獣の生息地の保護を図るための保全事業、生態系維持回復事業にかかる自然環境整備の実施。
-  ⑤ 上記施設において、劣化や損傷の防止等を図るための長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、長寿命化改修工事を実施。

ご存じですか？

～自然公園等における自然とのふれあいの場づくり～

- 国立公園等の幅広いフィールドにおいて、「人と自然との豊かなふれあい」と「人と自然との共生の確保」を目指して、人々が自然に学び、自然を体験する場づくりを行うとともに、重要な自然環境や生態系を保護・再生するため、国立公園・自然環境保全地域・世界自然遺産地域の施設等を整備する事業を行っています。

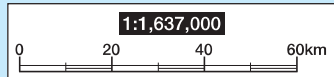
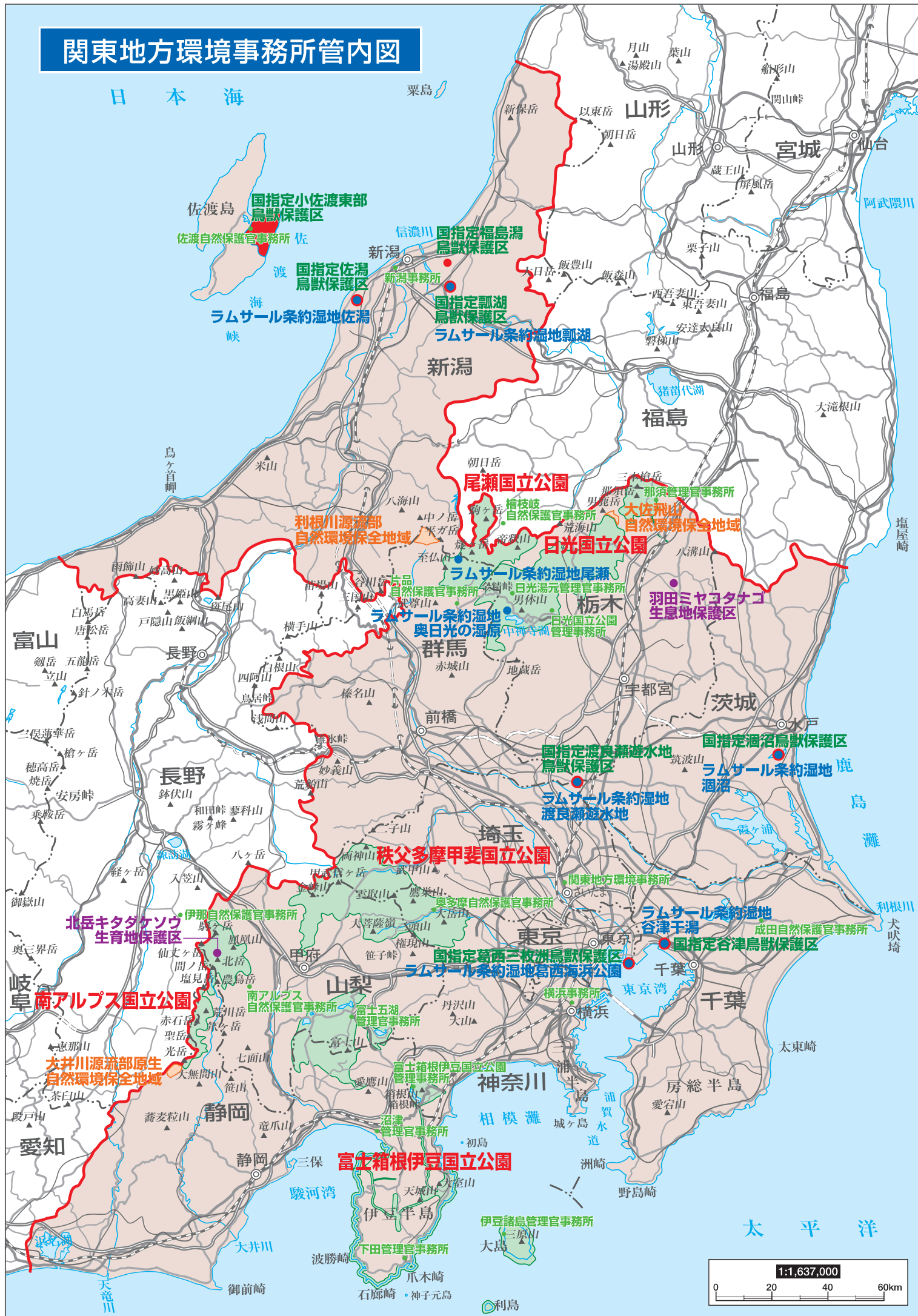
【自然環境の整備】 <http://kanto.env.go.jp/nature2/index.html>

【自然公園等整備事業の概要(パンフレット)】 <http://www.env.go.jp/nature/park/pamph.html>

関東地方環境事務所管内図

日本海

粟島



地方環境事務所は、地域における環境省の「顔」として、平成17年10月1日から全国7地方（関東のほか北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）でスタートしました。

地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな対応を実現するために、

- (1) 地域の視点に立って考え、行動すること
 - (2) 地域の住民、行政、専門家等との協働による問題解決への取組
 - (3) 地域の情報発信・収集拠点になること
- を目指しています。

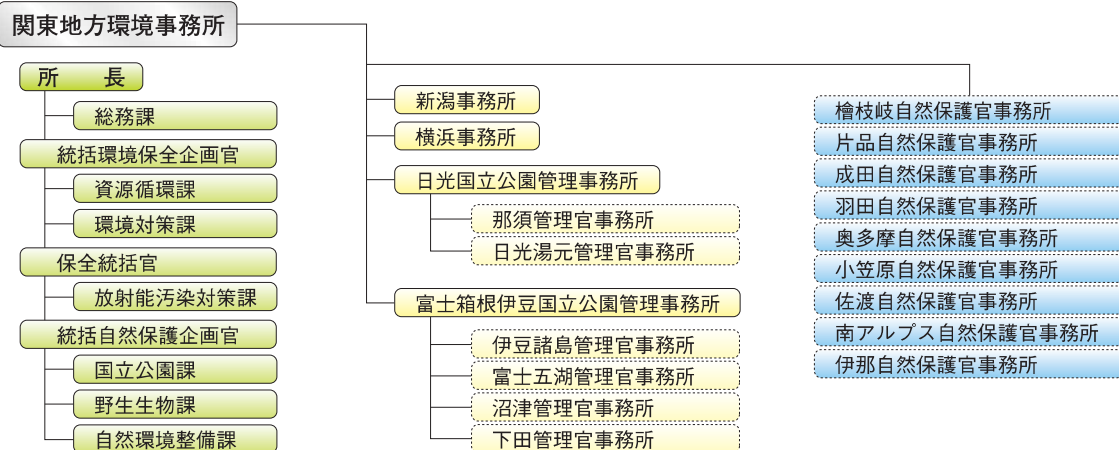
関東地方環境事務所の管轄区域は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県の1都9県です。

管内には人口の集中する東京都特別区や、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市の8つの政令指定都市を抱え、地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題へのきめ細かな対応につとめています。

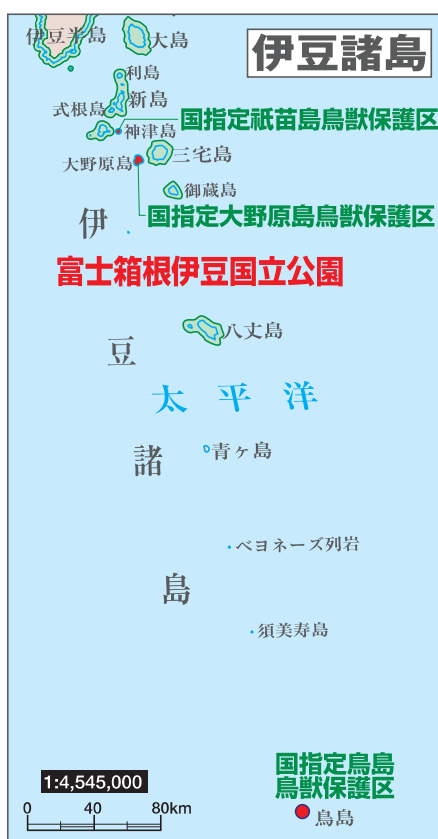
一方で、日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、小笠原国立公園、富士箱根伊豆国立公園、南アルプス国立公園といった多様性豊かな国立公園の保護管理、自然とのふれあいや里地里山などの自然再生等を推進しています。さらには各国立公園に国立公園管理事務所または自然保護官事務所を設置し、自然保護の最前線の役割を果たしています。

また、トキをはじめ絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖、希少種の保護や外来生物の水際の防除及び飼養の規制等にも取り組んでいます。

【関東地方環境事務所組織図】



【関東地方環境事務所管内図】



環境省 関東地方環境事務所等一覧

Kanto Regional Environment Office

● 関東地方環境事務所

〒330-9720
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階
TEL：048-600-0516 【代表・総務課】
TEL：048-600-0814 【資源循環課】
TEL：048-600-0815 【環境対策課】
TEL：048-600-0545 【放射能汚染対策課(除染関係)】
TEL：048-600-0540 【放射能汚染対策課(指定廃棄物関係)】
TEL：048-600-0543 【保全統括官付】
TEL：048-600-0816 【国立公園課】
TEL：048-600-0817 【野生生物課】
TEL：048-600-0850 【自然環境整備課】
FAX：048-600-0517
FAX：048-600-0521
URL <http://kanto.env.go.jp>
mail: REO-KANTO@env.go.jp

● 檜枝岐自然保護官事務所

〒967-0525
福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原867-1
TEL：0241-75-7301 FAX：0241-75-7302

● 片品自然保護官事務所

〒378-0415
群馬県利根郡片品村大字鎌田字下半瀬3885-1
TEL：0278-58-9145 FAX：0278-58-9150

● 成田自然保護官事務所

〒282-0012
千葉県成田市東三里塚字岩之台121番地2
成田国際空港南部第5・第6貨物ビル事務棟204号
TEL：0476-32-9072 FAX：0476-32-9073

● 羽田自然保護官事務所

東京都大田区 連絡先：関東地方環境事務所

● 奥多摩自然保護官事務所

〒198-0212
東京都西多摩郡奥多摩町氷川171-1
TEL：0428-83-2157 FAX：0428-83-2162

● 小笠原自然保護官事務所

〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町(小笠原世界遺産センター内)
TEL：04998-2-7174 FAX：04998-2-7175

● 佐渡自然保護官事務所

〒952-0105
新潟県佐渡市新穂正明寺1277
TEL：0259-22-3372 FAX：0259-22-3379

● 南アルプス自然保護官事務所

〒400-0241
山梨県南アルプス市芦安倉518番地 南アルプス市芦安支所2階
TEL：055-280-6055 FAX：055-280-6056
(静岡事務室) 〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所新館13階
TEL：054-254-1007

● 伊那自然保護官事務所

〒396-0402
長野県伊那市長谷溝口1394 伊那市長谷総合支所2階
TEL：0265-98-1205

● 新潟事務所

〒950-0954
新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館7階
TEL：025-280-9560 FAX：025-280-9580

● 横浜事務所

〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎低層棟2階
TEL：045-226-5077 FAX：045-226-5078

● 日光国立公園管理事務所

〒321-1434
栃木県日光市本町9-5
TEL：0288-54-1076 FAX：0288-53-4154

● 那須管理官事務所

〒325-0301
栃木県那須郡那須町湯本207番地 那須高原ビジターセンター2階
TEL：0287-76-7512 FAX：0287-76-7513

● 日光湯元管理官事務所

栃木県日光市湯元 連絡先：日光国立公園管理事務所

● 富士箱根伊豆国立公園管理事務所

〒250-0522
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 旧札場164
TEL：0460-84-8727 FAX：0460-84-9349

● 伊豆諸島管理官事務所

〒100-0101
東京都大島町元町字家の上445-9 大島合同庁舎1階
TEL：04992-2-7115 FAX：04992-2-7166

● 富士五湖管理官事務所

〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1 生物多様性センター内
TEL：0555-72-0353 FAX：0555-72-0623

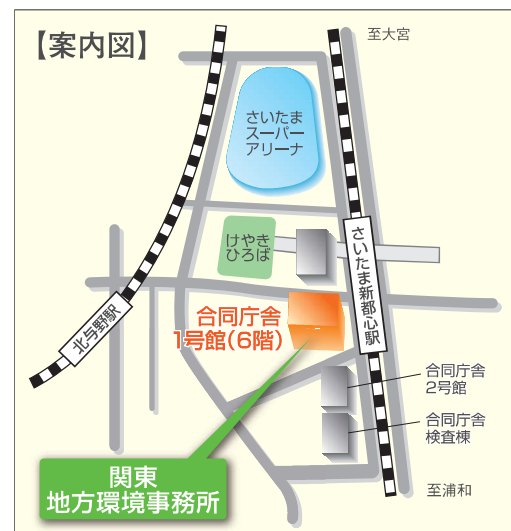
● 沼津管理官事務所

〒410-0831
静岡県沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎5階
TEL：055-931-3261 FAX：055-931-3529

● 下田管理官事務所

〒415-0036
静岡県下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階
TEL：0558-22-9533 FAX：0558-22-9626

【アクセス】JRさいたま新都心より徒歩5分
JR北与野より徒歩7分



【関東地方環境事務所】



【日光国立公園管理事務所】



【富士箱根伊豆国立公園管理事務所】